

議案第61号

いきいきプラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

いきいきプラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、いきいきプラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
いきいきプラザ	東京都世田谷区駒沢一丁目4番1 5号真井ビル 社会福祉法人奉優会 理事長 香取 眞恵子	令和5年4月1日から令 和10年3月31日まで

(提案理由)

いきいきプラザの指定管理者を指定する必要がある。